

改正

昭和34年10月21日条例第16号
昭和36年3月27日条例第6号
昭和36年7月12日条例第16号
昭和38年1月28日条例第7号
昭和41年3月29日条例第7号
昭和48年3月27日条例第10号
昭和49年3月28日条例第8号
昭和50年3月28日条例第3号
昭和51年4月1日条例第12号
昭和51年10月12日条例第22号
昭和52年3月26日条例第9号
昭和52年12月24日条例第26号
昭和55年4月1日条例第11号
昭和56年3月31日条例第9号
平成元年3月27日条例第23号
平成3年3月25日条例第11号
平成9年3月27日条例第19号
平成10年1月23日条例第13号
平成11年3月26日条例第10号
平成11年12月28日条例第29号
平成12年12月25日条例第27号
平成13年3月26日条例第12号
平成14年12月25日条例第32号
平成18年10月4日条例第45号
平成26年3月24日条例第4号
平成28年10月13日条例第18号
令和元年6月28日条例第9号
令和2年12月21日条例第29号

有田市上水道事業給水条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第9条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第10条～第18条）
- 第3章 給水（第19条～第25条）
- 第4章 料金、加入金及び手数料（第26条～第35条）
- 第5章 取締（第36条～第42条）
- 第6章 貯水槽水道（第43条・第44条）

第7章 補則（第45条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、有田市上水道事業の給水について料金及び給水装置工事の費用負担、その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 有田市上水道事業の給水区域は有田市上水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第4号）第2条第2項に定める区域とする。ただし、必要と認めるときは、区域外に給水することができる。

（用語の定義）

第3条 この条例の用語は、次の定義による。

- （1） 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- （2） 「外部給水装置」とは、給水装置のうち、表分岐点から止水栓までをいう。
- （3） 「内部給水装置」とは、給水装置のうち、止水栓から内部の給水装置をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は次の5種とする。

- （1） 専用給水装置（一つの装置を1世帯又は1事業場で専用するもの）
- （2） 共同給水装置（一つの装置を2世帯又は2事業場以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの）
- （3） 船舶給水装置（船舶に給水するため専用するもの）
- （4） 消火栓（消火用に使用するもの）
- （5） 特設給水装置（工事その他一時用として使用するもの）

（給水装置の所有者の代理人）

第5条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき又は市長において必要があると認めるときは給水装置の所有者は、この条例の定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

（総代人の選定）

第6条 次の各号の一に該当する場合は総代人を選定し、市長に届出なければならない。

- （1） 給水管を共有するとき。
- （2） 共同給水装置を使用するとき。

2 市長は、前項の総代人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

（同居人等の行為に対する責任）

第7条 給水装置の使用人は、その家族、同居人、使用人その他従業者等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

（給水装置の管理）

第8条 給水装置の使用人は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めるときは、直ちに、修繕その他必要な処置を市長

に請求しなければならない。

- 2 前項の規定による請求がなくとも、市長は、その必要を認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。
- 3 前2項の修繕に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。

(臨時措置)

第9条 市長は非常災害の場合又は公衆衛生上その他必要と認めたときは、臨時に給水装置を使用することができる。この場合給水装置の所有者又は使用者はこれを拒むことができない。

第2章 給水装置の工事及び費用

(構造及び材料)

第10条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条の規定により市長が別に定めるところによる。

- 2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、前項の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置の新設等の申込)

第11条 給水装置を新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）を除く。）及び撤去（以下これらを「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。

(工事の位置)

第12条 給水装置の位置は、申込者が指定するものとする。ただし、市長がその位置が不相当と認めたときは、その指定の位置を変更することができる。

- 2 前項の位置については、第三者の異議があっても市長はその責を負わない。

(工事の施工)

第13条 工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。ただし、指定給水装置工事事業者の場合における工事の設計及び施工の範囲は給水装置とする。

- 2 前項の指定により、指定給水装置工事事業者が工事を施工する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により市長が工事を施工する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
- 4 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が第10条第1項で定める基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。
- 5 指定給水装置工事事業者に関する事項については、別に市長が定める。

(材料の検査)

第14条 工事に使用する材料は、あらかじめ、市長の定める検査を受けなければならない。

(工事費の負担)

第15条 給水装置の工事費は、工事申込者の負担とする。ただし、市長が市費で施行することを適当と認めたものについては、この限りでない。

(工事費の算出方法)

第16条 工事の費用は次の各号の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費
- (5) 道路復旧費
- (6) 工事監督費
- (7) 間接経費

2 前項各号に定めるほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に市長が定める。

(工事費の予納)

第17条 申込者は、市長が施行する工事の費用の概算額を予納しなければならない。ただし、修繕工事等で、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の予納額は、工事施行後、これを精算する。

(給水装置の変更)

第18条 市長は、配水管の移転その他の理由によって、給水装置に変更を加える工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第19条 給水は、非常災害、水道施設の損傷その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 市長は、給水を制限又は停止しようとするときは、この日時及び区域を定めて、その都度、これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても市長はその責を負わない。

(メーターの設置)

第20条 市長は、給水装置に、水道メーター（以下「メーター」という。）を設置する。ただし、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターの位置は市長が定める。

(メーターの貸与)

第21条 市長は、給水装置の所有者又は使用者にメーターを貸与し保管させる。

2 前項の保管者は、善良な注意をもって、メーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったため、メーターを亡失又はき損した場合は、市長が定める損害額を弁償しなければならない。

(届出)

第22条 給水装置の使用者、所有者又は総代人は次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ、市長に届出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始又は中止するとき。
- (2) 使用目的を変更しようとするとき。
- (3) 消火演習に使用するとき。

第23条 給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに、市長に届出なければならない。

- (1) 使用者、所有者又は総代人に変更があったとき及びその住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の用途に変更があったとき。
- (3) 共同給水装置の使用戸数に異動があったとき。
- (4) 消火に使用したとき。

第24条 消火栓は消火又は消火演習の場合のほか、使用してはならない。

2 前項演習用の場合は、市の立会がなければ、使用することができない。

(給水装置及び水質の検査)

第25条 給水装置の機能又は水質について、使用者又は所有者から検査の請求があったときは、市がこれを行い、検査の結果を請求人に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要するときは、その実費を徴収する。

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の納付義務)

第26条 水道料金は、給水装置の使用者又は総代人から徴収する。

2 共同給水装置の料金は、各使用者が連帯してその納付義務を負担するものとする。

(料金)

第27条 水道料金は、別表の基本料金と超過料金及びメーター使用料の合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第28条 料金は、隔月ごとにあらかじめ市長が定めた日（以下「定例日」という。）にメーターの点検及び使用水量の計量（以下「検針」という。）を行い、その使用水量をもって、定例日の属する月の前月分及び前々月分の料金の額を算定する。この場合において、使用水量は各月均等とみなし、1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を前々月分に加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、随時に検針を行い料金の額を算定することができる。

(水量の認定)

第29条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、使用水量を認定し又はその用途の適用を定める。

- (1) メーターに異常のあったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
- (3) その他使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第30条 第28条の規定にかかわらず、水道の使用を開始又は中止したときの料金は、次のとおりとする。

(1) 水道の使用を開始した日から検針日まで又は検針日から水道の使用を中止した日までの日数が31日以内のときは、使用期間を1月とみなして基本料金を算定する。ただし、使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、当該基本料金を2分の1とする。

(2) 水道の使用を開始した日から検針日まで又は検針日から水道の使用を中止した日までの日数が32日以上ときは、使用期間を2月とみなして基本料金を算定する。ただし、使用水量が基本水量以下のときは、水道の使用を開始又は中止した日の属する月の基本料金を2分の1とする。

(3) メーター使用料は、第1号の場合においては1月分、前号の場合においては2月分とする。

2 月の中途において、用途に変更があった場合は、その使用日数の多い用途に係る料率(使用日数が同数のときは、いずれか高い料率)を適用する。

(料金の予納)

第31条 一時用等で市長が必要であると認めたときは、給水装置の使用申込の際、市長が定める料金を予納させることができる。

2 使用予定期間を延長し、又は使用予定数量を超過するときは再度料金を予納しなければならない。

3 料金を予納して使用しているものが、使用を終ったときは、直ちに、市長に届出なければならない。

4 市長は、前項の届出があったとき又は使用中止の状態にあると認めたときは、予納料金を精算する。

(用途その他の認定)

第32条 市長は、用途その他料金の算定方法に誤りがあると認めるとき又は水道使用者の届出が事実と相違するときはこれを修正する。

(料金の徴収)

第33条 料金は、検針日の属する月及びその翌月に分割して徴収する。ただし、第28条第2項又は第30条の規定により料金を算定した場合は、この限りでない。

2 料金の徴収は、納入通知書、集金又は口座振替の方法により行う。

(加入金)

第33条の2 加入金は、給水装置の新設及び改造(給水管の口径を増す場合に限る。以下本条例において同じ。)をする者から次の表に定める額を徴収する。ただし、改造をする場合の加入金の額は、新口径に対応する加入金の額と旧口径に対応する加入金の額の差額とする。

給水管の口径 (ミリメートル)	13	20	25	40	50	75	100以上
--------------------	----	----	----	----	----	----	-------

加入金の額 (円)	66,000	132,000	220,000	660,000	1,100,000	2,750,000	市長が別に定める額
--------------	--------	---------	---------	---------	-----------	-----------	-----------

2 前項の加入金は、工事申込みの際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の加入金は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第34条 手数料は次の各号の区別により申込者から申込の際これを徴収し、特別の理由のない限り還付しない。

- (1) 給水装置の新設申込 1件につき 1,000円
- (2) 給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 10,000円
- (3) 指定給水装置工事事業者更新手数料 1件につき 10,000円
- (4) 使用中止栓を再開するとき 1件につき 500円
- (5) 証明交付手数料 1件につき 200円
- (6) 断水手数料 1回につき 5,500円

(料金、加入金、手数料等の軽減又は免除)

第35条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、料金、加入金、手数料及びその他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 取締

(検査及び費用負担)

第36条 市長は管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、適当な措置をさせ又は自らこれを行うことができる。

2 前項に要する費用は、措置をさせられた者の負担とする。

(停水処分、過料及び賠償)

第37条 次の各号の一に該当するときは、20,000円以下の過料を科し又は給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。

- (1) 料金、加入金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき。
- (2) 係員の執務を拒み又はこれを妨害したとき。
- (3) 正規の手続きを経ないで給水工事（軽微な変更を除く。）を行い又は給水装置を使用したとき。
- (4) 給水栓を汚染のおそれある器物又は器具施設と連絡して使用し、警告を発しても改めないとき。

第38条 市長は、次の各号の一に該当するときは、給水を停止することができる。

- (1) 料金、加入金、手数料及び工事費を期限内に納入しないとき。
- (2) 給水装置が不良のため汚染するおそれがあるとき。

(給水管の切断)

第39条 市長は、次の各号の一に該当するときは、給水管を切断することができる。

- (1) 給水装置の所有者が、1か月以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用休止の状態にあつて、将来使用の見込がないと認めたとき。
- (3) 給水装置の設備が不良のため水が汚染されると認めたとき。

(罰則)

第40条 この条例に違反し、みだりに、配水管より給水の設備を設けて取水する行為をなした者は、10万円以下の罰金に処する。

第41条 何人といえども、担当係員以外は、水道施設（内部給水装置を除く。）に触れてはならない。ただし、消火演習又は消火作業に従事する者が操作する場合は、この限りでない。

2 前項本文に違反したものは、10万円以下の罰金に処する。

第42条 市長は、この条例による手続又は届出を怠つたため、料金、加入金、手数料等を算出できないときは、調査認定により金額を定める。

第6章 貯水槽水道

(管理に関する指導等)

第43条 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の管理等)

第44条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(規則への委任)

第45条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 上水道使用条例（昭和30年条例第19号）は廃止する。

付 則（昭和34年10月21日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和36年3月27日条例第6号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第27条の改正規定は、昭和36年4月分から適用する。

付 則（昭和36年7月12日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和38年1月28日条例第7号）

この条例は、昭和38年2月1日から施行する。

付 則（昭和41年3月29日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年2月22日から適用する。

付 則（昭和48年3月27日条例第10号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則（昭和49年3月28日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
（有田市事務分掌条例の一部改正）
- 2 有田市事務分掌条例（昭和42年条例第2号）の一部を次のように改正する。
第2条生活環境部中第4号を削る。
（有田市特別会計条例の一部改正）
- 3 有田市特別会計条例（昭和39年条例第7号）の一部を次のように改正する。
第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、以下1号ずつ繰り上げる。
第2条を次のように改める。

第2条 削除

付 則（昭和50年3月28日条例第3号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和51年4月1日条例第12号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則（昭和51年10月12日条例第22号）

- 1 この条例は、昭和52年1月1日から施行する。
- 2 新条例第33条の2の規定は、施行日の前日までに工事の申込みのあったものについては適用しない。ただし、工事の着工が昭和52年4月1日以後になった場合は、この限りでない。

付 則（昭和52年3月26日条例第9号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則（昭和52年12月24日条例第26号）

この条例は、昭和53年1月1日から施行する。

付 則（昭和55年4月1日条例第11号）

この条例は、昭和55年5月1日から施行する。

付 則（昭和56年3月31日条例第9号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則（平成元年3月27日条例第23号）

- 1 この条例は、平成元年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の有田市上水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

付 則（平成3年3月25日条例第11号）

- 1 この条例は、平成3年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の有田市上水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成3年6月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

付 則（平成9年3月27日条例第19号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の有田市上水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

付 則（平成10年1月23日条例第13号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成11年3月26日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成11年12月28日条例第29号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の有田市上水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成12年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

付 則（平成12年12月25日条例第27号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成13年3月26日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成14年12月25日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6章を第7章とし、第5章の次に1章を加える改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成18年10月4日条例第45号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月24日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の有田市上水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

付 則（平成28年10月13日条例第18号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の有田市上水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成29年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

付 則（令和元年6月28日条例第9号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の有田市上水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

付 則（令和2年12月21日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して水道を使用する者に係る施行日以後最初の料金は、偶数月にメーターの点検及び使用水量の計量（以下「検針」という。）を行う区域にあつては施行日の直前の検針日から令和3年4月の検針日までの使用水量分を令和3年3月分として、奇数月に検針を行う区域にあつては施行日の直前の検針日から令和3年5月の検針日までの使用水量分を令和3年3月分及び4月分として算定する。
- 3 この条例による改正後の第33条第1項の規定にかかわらず、偶数月に検針を行う区域にあつては、前項の規定により算定した料金について、検針日の属する月に全額を徴収し、その翌月における徴収を行わない。

別表（第27条関係）

甲表

上水道料金表

1 専用給水装置

種別	基本料金 （1か月につき）		超過料金 〔1立方メートルにつき〕	備考
	水量	料金		
家事用	10立方メートル	1,210円	121円	一般家庭において、日常生活に使用するもの
官公署用	20立方メートル	2,420円	121円	官公署、学校、病院等で使用するもの
工場用	30立方メートル	4,400円	176円	営業又は物品の生産をするについて水を使用するもの
営業用	30立方メートル	3,630円	121円	料理飲食店、旅館、劇場、娯楽場その他営業するために水を必要とするもの
浴場営業用	250立方メートル	13,750円	66円	一般公衆浴場に使用するもの

2 共同給水装置

種別	基本料金 (1か月につき)		超過料金 〔1立方メートルにつき〕	備考
	水量	料金		
共同用	10立方メートル	660円	66円	一つの装置を2世帯以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの

3 船舶給水装置 1立方メートルにつき165円 船舶に給水するもの

4 消火栓 1栓につき5分間又は端数毎に275円 消火演習に使用するもの

5 特設給水装置

種別	基本料金 (1か月につき)		超過料金 〔1立方メートルにつき〕	備考
	水量	料金		
工事及び一時用	20立方メートル	2,970円	187円	工事、その他一時用として使用するもの

乙表

メーター使用料

口径		金額
16耗以下	1個 1か月につき	132円
20耗以下	〃	220円
25耗以下	〃	330円
40耗以下	〃	1,100円
50耗以下	〃	1,650円
75耗以下	〃	8,250円